

国民年金保険料の免除・猶予制度について

住民課 ☎823-9206 FAX 823-9627 広島南年金事務所 ☎253-7710

4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。

国民年金保険料は毎月納付する必要がありますが、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合に本人の申請によって保険料納付が免除・猶予される制度があります。

免除制度（全額免除・一部免除）

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が全額または一部免除されます。

※一部免除は、減額された保険料を納付しないと未納期間となりますので注意してください。

納付猶予制度

50歳未満の人で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

※学生の人は「学生納付特例制度」を利用してください。

令和2年度の免除・猶予申請受け付け開始◆7月1日

審査の対象となる期間◆7月分～令和3年6月分まで

※令和2年度以前の期間についても、申請月の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除・猶予を申請できます。

申請方法◆住民課（役場1階）または広島南年金事務所に申請書類を提出

※申請用紙などは、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送対応をお願いしています。希望する場合は住民課（役場1階）へ問い合わせてください。

申請に必要なもの◆年金手帳またはマイナンバー（通知）カード・本人確認書類・認印・その他（失業理由の申請の場合：雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証など、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請の場合：所得の申立書）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額に基づき審査し、それぞれの基準に該当する場合は免除が適用されます。申請に必要な書類（申請書・所得の申立書）は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

国民健康保険税の納税通知書を送付します

税務課 ☎823-9204 FAX 823-9627

令和2年度国民健康保険税の納税通知書・納付書（第1期から第8期分）を7月中旬に世帯主へ送付します。

（口座振替の人には、納税通知書のみ送付します）くわしくは、税務課（役場1階）へ。

令和2年度の税率など

（ ）内は令和元年度分

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割	6.04%	1.95%	2.02%
資産割	8.10% (9.41%)	2.75% (3.22%)	3.88% (4.90%)
均等割	26,100円	8,500円	10,700円 (11,100円)
平等割	18,500円	5,900円	5,300円 (5,600円)
限度額(上限)	63万円 (61万円)	19万円	17万円(16万円)

平成30年度から広島県と県内市町が共同で国民健康保険を運営しています。令和6年度の保険料準統一化に向け、税率は毎年改正されます。所得額や固定資産税額が例年と同じでも、納める保険税額が変わる場合があります。

均等割・平等割の軽減判定所得算出方法

2割軽減	新	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×52万円 以下
	旧	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×51万円 以下
5割軽減	新	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×28.5万円 以下
	旧	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×28万円 以下

※特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度へ移行後も、継続して同じ世帯にいる人

均等割および平等割の2割・5割軽減の判定所得算出額も変更となっています。